

公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則

（平成元年 11 月 1 日
財世保規則第 4 号）

（目 的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任のための選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（職務分類基準）

第 2 条 職員の職を職務の複雑性と責任の度合いに基づき分類した職務分類基準は、別表第 1 に定めるところによる。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（昇 任）

第 3 条 昇任とは、職務分類基準に属する職に任用されている職員を当該基準中同一職種で、かつ、その職より上位の職務の級に属する職に任命することをいう。

追加〔平成 7 年規則 3 号〕

（昇任選考の基準）

第 4 条 昇任の方法は選考によるものとし、昇任の受験資格及び選考基準については、別表第 2 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（職層への任用）

第 5 条 職員の職層への任用は、前条に規定する昇任選考の基準を満たすものの中から、選考及び書類審査により理事長が決定する。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（実施細目）

第 6 条 この規則の実施のための手続き、その他必要な事項については、理事長が別に定める。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

付 則

この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 30 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日規則第 12 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係） 追加〔平成 7 年規則 3 号〕 全部改正〔平成 21 年規則 12 号〕

職務分類基準（1）

職務の級	職 務
8 級職	事務局長又はこれに相当する職の職務
7 級職	統括課長の職の職務
6 級職	課長又はこれに相当する職の職務
5 級職	総括係長の職の職務
4 級職	係長、主査又はこれに相当する職の職務
3 級職	主任又はこれに相当する職の職務
2 級職	相当高度の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級職	2 級から 8 級までの職務の級に属さない職員の職務

適用職種 給料表（1）、（4）、（5）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（2）

職務の級	職 務
4 級職	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級職	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級職	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級職	2 級から 4 級までの職務の級に属さない職員の職務

適用職種 給料表（2）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（3）

職務の級	職務
3級職	所長又はこれに相当する職の職務
2級職	課長又はこれに相当する職の職務
1級職	係長、主査又はこれに相当する職の職務

適用職種 給料表（3）を適用する職種に適用する。

別表第2（第4条関係） 一部改正〔平成2年規則1号・7年1号・7年3号〕
 全部改正〔平成21年規則12号〕

昇任選考の基準

ア

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
一般事務等	2級	主事	大学卒・1級相当主事歴1年以上の者 短大卒・1級相当主事歴3年以上の者 高校卒・1級相当主事歴5年以上の者 (2級職昇任選考)
	3級	主事 (主任)	2級相当主事歴4年以上の者 (主任職昇任選考)
	4級	主事 (係長)	主任相当職歴5年以上の者 (係長職昇任選考)
	5級	主事 (総括係長)	係長職歴7年以上で年齢42歳以上58歳未満の者 (総括係長職昇任選考)
	6級	副参事 (課長)	総括係長職歴1年以上で年齢47歳以上56歳未満の者 (管理職選考)
	7級	副参事 (統括課長)	課長相当職歴6年以上の者
	8級	参事 (事務局長)	統括課長相当職歴2年以上の者

備考 主任職昇任選考（特例）合格者の3級の欄の適用については同欄中「4年以上」とあるのは、「5年以上」とする。

イ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
技能・業務系	2 級	主 事	1 級相当主事歴 1 6 年以上の者
	3 級	主 事	2 級相当主事歴 4 年以上の者
	4 級	主 事	主任相当職歴 3 年以上の者

備考 3級の欄については、技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用し、
4級の欄については、統括技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用する。

ウ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
医師	2 級	副参事 (課長)	医歴 9 年以上の者
	3 級	参 事	医歴 1 7 年以上の者で、2 級の職に 2 年以上在職した者

エ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
診療放射線技師・作業療法士・言語聴覚士等 療法士・栄養士・理学	2 級	主 事	大学卒・1 級相当主事歴 1 年以上の者 短大 3 卒・1 級相当主事歴 2 年以上の者 短大 2 卒・1 級相当主事歴 3 年以上の者 高校卒・1 級相当主事歴 5 年以上の者 (2 級職昇任選考)
	3 級	主 事 (主 任)	2 級相当主事歴 4 年以上の者 (主任職昇任選考)
	4 級	主 事 (係 長)	主任相当職歴 5 年以上の者 (係長職昇任選考)
	5 級	主 事 (総括係長)	係長職歴 7 年以上で年齢 4 2 歳以上 5 6 歳未満の者 (総括係長職昇任選考)
	6 級	副参事 (課長)	総括係長職歴 1 年以上で年齢 4 7 歳以上 5 6 歳未満の者 (管理職選考)
	7 級	副参事 (統括課長)	課長相当職歴 6 年以上の者

備考 主任職昇任選考(特例)合格者の3級の欄の適用については同欄中「4年以上」とあるのは、「5年以上」とする

オ

備考 1 表に掲げる資格年数をその者の有する他の有用な経験年数をもって充てることがで

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
保健師・看護師等	2 級	主 事	大学卒・1 級相当主事歴 1 年以上の者 短大 3 卒・1 級相当主事歴 2 年以上の者 短大 2 卒・1 級相当主事歴 3 年以上の者 (2 級職昇任選考)
	3 級	主 事 (主 任)	2 級相当主事歴 4 年以上の者 (主任職昇任選考)
	4 級	主 事 (係 長)	主任相当職歴 5 年以上の者 (係長職昇任選考)
	5 級	主 事 (総括係長)	係長職歴 7 年以上で年齢 4 2 歳以上 5 6 歳未満の者 (総括係長職昇任選考)
	6 級	副参事 (課長)	総括係長職歴 1 年以上で年齢 4 7 歳以上 5 6 歳未満の者 (管理職選考)
	7 級	副参事 (統括課長)	課長相当職歴 6 年以上の者

きる場合の基準は、別に定める。

2 主任職昇任選考（特例）合格者の 3 級の欄の適用については、同欄中「4 年以上」とあるのは、「5 年以上」とする。

3 准看護師については、別に定める。